叙位・叙勲

○叙位

従六位に叙する（各通）
山本　達也
正七位に叙する（各通）
宮田　新介
久木田清文　深野　哲也　山本　敏正
従七位に叙する（各通）（以上七月二日）
佐々木　浩
正七位に叙する
桂　太郎
従七位に叙する（以上七月三日）
青木惠一郎　香川　愼吾　白木　利幸
正七位に叙する（各通）（七月四日）
（群馬県富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防司令）
萩原　俊幸
正七位に叙する（七月五日）

○叙勲

（北海道妹背牛町長）
田中　一典
旭日双光章を授ける
安部　俊三
旭日単光章を授ける（以上六月三十日）
名島　義文
旭日単光章を授ける（七月二日）
（愛媛大学名誉教授）
田中　道春
瑞宝中綬章を授ける
池田　洋
瑞宝小綬章を授ける
伊堂寺　操
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月三十日）
小林　克己
今井　崇　栗原　三郎
（甲賀市議会議員）
林田　久充
渡邉　美夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
須田　貢一
青木　成次　錦織　吉彦　弥永　光夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月一日）
石橋　信義
（佐賀大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
野尻甚太郎
瑞宝小綬章を授ける
内藤　年伸
足立　英俊　福家　義晴
堀之内　弘　山本　達也
瑞宝双光章を授ける（各通）
内野　三郎　勝山　尚夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二日）
久木田清文
伊草　稔
瑞宝双光章を授ける
桂　太郎
瑞宝単光章を授ける
佐々木　浩
（各通）（以上七月三日）
半田　仁
瑞宝双光章を授ける
（群馬県富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防司令）
萩原　俊幸
瑞宝単光章を授ける（以上七月五日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、八月一日午後一時四十二分御出門、第二百十八回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同二時二十分還幸になった。

行啓

皇后陛下は、七月三十一日午後一時三十四分御出門、第五十回フローレンス・ナイチンゲール記章授与式に御臨席のため、東京プリンスホテル（港区）へ行啓、同四時二十一分還啓になった。

官庁報告

官庁事項

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　福岡県立水産高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）校長　古閑　長彦

（変更後）校長　江口　将生

三　変更年月日　令和七年四月一日

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　福岡県立水産高等学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）校長　古閑　長彦

（変更後）校長　江口　将生

三　変更年月日　令和七年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　神奈川県立海洋科学高等学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）石垣　隆

（変更後）本名隆一郎

三　変更年月日　令和七年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　青森県立八戸水産高等学校

二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名

（変更前）中川　伸吾

（変更後）畑井　和人

三　変更年月日　令和七年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録海技免許講習実施機関の名称　青森県立八戸水産高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）中川　伸吾

（変更後）畑井　和人

三　変更年月日　令和七年四月一日

叙位

（愛媛大学名誉教授）
田邉　信介
正四位に叙する
北畠　盛喜　田中　道春
従五位に叙する（各通）
前田　道雄
正六位に叙する
淺井由喜子　新井　和秀
小田鹿津兒　北野　敏彦
竹内　昇　今井　桂
（北海道妹背牛町長）
田中　一典
田村　範雄　船場　幸吉　未吉　重保
山路　冨次　若林　光義
従六位に叙する（各通）
尾崎　誠
正七位に叙する
伊堂寺　操
池田　洋　安田　邦雄
甲斐　數美
従七位に叙する（各通）（以上六月三十日）
小林　克己
正五位に叙する
渡邉　美夫
従五位に叙する
今井　崇　金城　永眞
倉光　淨晃
栗原　三郎　下山　壽　新藤マスヱ
三輪　祐司
正六位に叙する（各通）
倉知　允
従六位に叙する（各通）
中西　恒博
阿部　浩己　錦織　吉彦
正七位に叙する（各通）
多田羅　貢
従七位に叙する（各通）（以上七月一日）
日野　秀一
（佐賀大学名誉教授）
石橋　信義
（愛媛大学名誉教授）
大久保禎二
正四位に叙する（各通）
伊藤　豪　佐々木康雄
野尻甚太郎　横田　雄司
従五位に叙する（各通）
足立　英俊
正六位に叙する（各通）
勝山　尚夫　菊池　英雄
土屋　道夫　成田　勉
濱嵜　良隆
福家　義晴　和田　隆義
従六位に叙する（各通）
久連山俊雄
内藤　年伸